

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿賀町は、国民健康保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託している。業者選定の際には情報保護管理体制を十分に確認している。

評価実施機関名

新潟県阿賀町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料(税)を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②資格確認書、資格情報のお知らせ等、各種証及び証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥オンライン資格確認等システム稼働に関する資格管理事務、機関別符号の取得等事務 ＜オンライン資格確認に関する業務＞ これらの事務に関し特定個人番号利用事務に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・国保資格システム・国保総合システム・国保情報集約システム・統合宛名システム・中間サーバー・医療保険者向け中間サーバー等 <p>※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する。 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表の44の項 ＜オンライン資格確認に関する業務＞ 番号法 第9条第1項、別表の44の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において、第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69, 70, 71、160の項 <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>こども・健康推進課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>こども・健康推進課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>なし</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>阿賀町総務課 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 0254-92-3111</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[基礎項目評価書]
＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	申請時にマイナンバー(個人番号)が必要となる場合は、申請者本人から提供を受け、その上で真正性の確認を行っている。 また、特定個人情報事務取扱者研修を実施している。(年1回)
--	-------	---

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-1②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険料の賦課・徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供</p>	事後	
令和1年6月28日	I-1③システムの名称	Reams.NET(国保資格システム、国保総合システム)、統合宛名システム、中間サーバー	国保資格システム、国保総合システム、国保情報集約システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	I-3.法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項第30	①番号法第9条第1項、別表第一第30の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
令和1年6月28日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項第42、43、44、45	①番号法第19条第7号、別表第二第1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,43,44,45,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,119の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第50条の2	事後	
令和1年6月28日	I-5①部署	町民生活課	こども・健康推進課	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	町民生活課長(星 利昭)	こども・健康推進課長	事後	
令和1年6月28日	II-1いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II-2いつの時点の計数か	2015/1/18	2019/4/1	事後	
令和3年3月1日	I-1②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め</p>	事前	
令和3年3月1日	I-1③システムの名称	国保資格システム、国保総合システム、統合宛名システム、中間サーバー	<ul style="list-style-type: none"> 国保資格システム 国保総合システム 統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者向け中間サーバー等 <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	
令和3年3月1日	I-3法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項、別表第一第30の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	<p>番号利用法 第9条第1項、別表第一第30の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項第30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I-4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号、別表第二第1.2.3.4.5.9.17.22.26.27.30.33.39.42.43.44.45.46.58.62.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55の2、第59条の3	番号利用法第19条第7号(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42.43.44.45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	事前	
令和3年3月1日	II-1いつの時点の計数か	2019/4/1	2021/2/1	事前	
令和3年3月1日	II-2いつの時点の計数か	2019/4/1	2021/2/1	事前	
令和4年4月1日	I-4②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42.43.44.45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	番号利用法第19条第8号(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42.43.44.45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	事前	番号法改正に伴う項の変更
令和4年4月1日	II-1いつの時点の計数か	2021/2/1	2022/4/1	事前	
令和4年4月1日	II-2いつの時点の計数か	2021/2/1	2022/4/1	事前	
令和5年2月9日	I-1②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー	国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料(税)を徴収している。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー	事後	
令和6年3月15日	I-4②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42.43.44.45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	番号利用法第19条第8号(別表第二における情報提供の根拠) ・ 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120.121 (別表第二における情報照会の根拠) ・42.43.44.45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	事後	
令和6年4月1日	II-1いつの時点の計数か	2022/4/1	2024/4/1	事前	
令和6年4月1日	II-2いつの時点の計数か	2022/4/1	2024/4/1	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I-1②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料(税)を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料(税)を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②資格確認書、資格情報のお知らせ等、各種証及び証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥オンライン資格確認等システム稼働に関する資格管理事務、機関別符号の取得等事務<オンライン資格確認に関する業務> これらの事務に関し特定個人番号利用事務に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	
令和6年12月27日	I-1③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国保資格システム ・国保総合システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・医療保険者向け中間サーバー等 <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国保資格システム ・国保総合システム ・国保情報集約システム ・統合宛名システム ・中間サーバー ・医療保険者向け中間サーバー等 <p>※但し、一部システムは、令和7年11月に標準準拠システムに移行する。 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事後	
令和6年12月27日	I-3法令上の根拠	<p>番号利用法 第9条第1項、別表第一第30の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法 第9条第1項、別表の44の項 <オンライン資格確認に関する業務> 番号法 第9条第1項、別表の44の項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和6年12月27日	I-4②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1.2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120,121 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において、第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71、160の項 <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和6年12月27日	II-1いつの時点の計数か	2024/4/1	2024/12/1	事後	
令和6年12月27日	II-2いつの時点の計数か	2024/4/1	2024/12/1	事後	
令和6年12月27日	IV-8人手を在させせる作業	新規	別紙評価書のとおり	事後	
令和6年12月27日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	新規	別紙評価書のとおり	事後	